

○ 財務省令平成二年三月十七日第五条第十一項の規定に依り告示する。昭和五十七年大蔵省告示第十七号

平成二十六年二月十七日第十三号

平成二十六年二月十七日第十四号

平成二十六年二月十七日第十五号

平成二十六年二月十七日第十六号

平成二十六年二月十七日第十七号

平成二十六年二月十七日第十八号

平成二十六年二月十七日第十九号

平成二十六年二月十七日第二十号

平成二十六年二月十七日第二十一号

平成二十六年二月十七日第二十二号

平成二十六年二月十七日第二十三号

平成二十六年二月十七日第二十四号

平成二十六年二月十七日第二十五号

二 一 行 平 省 条 件 件 号 名 称 及 び 根 拠 記

四 三 二 一 行 平 省 条 件 件 号 名 称 及 び 根 拠 記

發行方法の適用振替法の適

し定あ争争う札価振の以律社条一法会一るた運十財十利
、めつ入入。[。]へ格替適下へ債第項律計号法め営四政七付
価らて札札に以を機用「平、一、第に[~]律のに号法回國
格られ、と發によ下競闘を振替株式等の振替
競た価同行[~]発価に付けるも[~]日本銀行の[~]とい
利入札を競争行い(以争て行とどう。)[~]の[~]法律第十七号[。]
入札を入わう[。]下入行とどしそれ[。]の[~]規入とてで競競い入の定[。]
おそれ[。]の[~]に[~]る、「札わすれ[。]」の[~]利お入価値[。]そくとる[。]募率い札格格[。]その規入とてで競競い入の定[。]

六

イ
イ
發入価 行争 非者 特国 札非
札格 行 入価・別債 発競
發競 札格 第参市 行争
行争額 發競 I 加場 入

五

イ
イ
募入価 法入
札格 決
發競 定
行争 の

のに九つ定う円額
 公必億いにち面
 債要九て基、金
 のな千はづ財額
 発財百、き政で
 行源八額発法二
 のの十面行第兆
 特確万金し四六
 例保円額た條千
 にを、で利第五
 関図財二付一百
 する政百国項八
 るた運四債の十
 法め當十に規億

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債当込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい

非下額市札格競とて価の
 価一を場で競争す得格決
 格国定特あ争入るらを定
 競債め別つ入札もれ募を
 争市る参て札發のる入受
 入場も加、と行に価額け
 札特の者財同によ格にた
 発別にご務時とるをよ各
 行參よと大にい發そり申
 一加るに臣行う行の加込
 と者發応がわ。以發重み
 い・行募各れ及行平の
 う第へ限國るび一価均応
 一I以度債入価非格し募

七

ハ　ロ　イ
払

特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	
別		債	発	競	札	格	入	価	・	別	債	発	競
参	市	行	争	發	競	金	札	格	第	參	市	行	争
加	場	入	行	争	額		發	競	I	加	場	入	

ハ　ロ　イ

六二五十二二
万千十七十兆
九三円億七六
千百千万千
円九五円五
十百百
三五八
億十十八
七六八
千万億
八五六
百五千
九九七
十百百

三国条特億国条特万三付一九面行法十つ定す千額発律
百債の別千債の別円千国項百金し第六いにる三面行第
九に規会五に規会四債の五額た四億て基法百金し二
十つ定計百つ定計百に規万で利十四はづ律六額た条
三いにに万いにに九つ定円一付七千、き第十で利第
億て基関円て基関十いに、兆国条九額発四万三付一
円、づす、づす八て基同六債の百面行十円千国項
額きる額きる億はづ法百に規八金し六、八債の
面発法面発法八、き第四つ定十額た条特百に規
金行律金行律千額発六十いに五で利第別六つ定
額し第額し第五四面行十五て基万八付一会十いに
でた四でた四百金し二億はづ円千国項計八て基
二利十十利十七額た条九、き、三債のに億はづ
千付七七付七十で利第千額発同百に規関七、き

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一
發

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 價 発
 払 過 行 争 非 者 特 国 發 競 札 格 行 行
 込 利 入 價 ・ 別 債 行 争 發 競 價
 み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

九
八

振 額 最
替 低 行 争 非 者
額 入 價 ・
単 面 札 格 第
位 金 發 競 I

(二) (一) 年
 も 号 に は ○
 係 も に よ 、 募 ・
 の の と と 規 入 一
 る そ と 定 算 パ
 の と す 定 算 バ
 と す 出 决 定 一
 し す し 金 額 の セ
 て す し に 通 ン
 税 し に 加 知 ト
 振 し に 金 日
 替 し に 額 日
 源 し に 額 日
 口 し に 額 日
 座 し に 額 日
 微 し に 額 日
 そ し に 額 日
 簿 し に 額 日
 中 し に 額 日
 さ し に 額 日
 利 し に 額 日
 の し に 額 日
 れ し に 額 日
 子 し に 額 日
 口 し に 額 日

$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$

厘 額 上 額 平 す 額 の 振 五
 面 の 面 成 る の 記 替 万
 金 そ 金 二 。 整 載 法 円
 額 れ 額 十 六 数 又 の
 百 ぞ 百 六 倍 は 規
 円 れ 円 年 二 月 金 書 に
 に の に に つ つ 額 は よ
 つ つ つ つ つ つ に 、 る
 募 き き き き き き に よ
 価 価 価 価 価 価 価 い
 百 格 格 格 格 格 格 金 簿

二十九八七六十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者
本面成子、支年銀金二をそ払二行額十支の期月百八払日と十円年う以し五に二。前、日つ月六各及き十月支び百五間払八円日に期月属に十すお五るい日

十四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成額け住よるがをじ額よに座す次そ銀額し二一を控除する所又算合居行金百算い記期及翌休支次六年額外しは者にへのしは又日び営業払の年う算八月。式月に十にたに十に當だよ五に払たしり日同に払たしり日じおうる、算をじいうと支出支。いへと支出し払。て以き払し払。

$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times \frac{1}{2}}$